

生駒市水道事業管理規程第1号

市長から事務委任された事務に関する事務専決規程等の一部を改正する規程を次のように公表する。

令和2年3月26日

生駒市水道事業管理者 古川文男

市長から事務委任された事務に関する事務専決規程等の一部を改正する規程

(市長から事務委任された事務に関する事務専決規程の一部改正)

第1条 市長から事務委任された事務に関する事務専決規程(平成24年3月生駒市水道事業管理規程第7号)の一部を次のように改正する。

第7条第2号中「臨時職員」を「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員」に改める。

別表の5の表第2号中「、賃金」を削る。

(生駒市水道事業事務決裁規程の一部改正)

第2条 生駒市水道事業事務決裁規程(平成28年4月生駒市水道事業管理規程第7号)の一部を次のように改正する。

別表の1の表第5号中「臨時職員」を「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員」に改め、別表の5の表第2号中「、賃金」を削る。

(生駒市企業職員就業規程の一部改正)

第3条 生駒市企業職員就業規程(昭和43年4月生駒市水道事業管理規程第7号)の一部を次のように改正する。

第49条を次のように改める。

(会計年度任用職員の勤務時間等)

第49条 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分を超えない範囲内において、管理者の定めるところによる。

第50条中「臨時の職員又は非常勤の職員」を「会計年度任用職員」に改める。

第51条第1項を次のように改める

会計年度任用職員の年次有給休暇については、市長の事務部局の会計年度任用職員の例による。

第51条第2項を削り、同条第3項中「臨時の職員又は非常勤の職員」を「会計年度任用職員」に、「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

（生駒市企業職員の給与に関する規程の一部改正）

第4条 生駒市企業職員の給与に関する規程（昭和43年4月生駒市水道事業管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（給料の額）

第2条 職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げるもの（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）を除く。）の給料の額は、別表第1に定めるところによる。

2 パートタイム会計年度任用職員の給料の額については、生駒市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年9月生駒市条例第22号）別表第2の規定を準用する。

第8条第1項中「夜間勤務手当」の次に「（以下これらを「時間外勤務手当等」という。）」を加え、同条に次の1項を加える。

3 前2項の規定にかかわらず、パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当等の算定基礎となる勤務1時間当たりの給与額については、生駒市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第20条の規定を準用する。この場合において、同条中「報酬額」とあるのは「給料の額」と、「報酬」とあるのは「給料」と読み替えるものとする。

(生駒市水道事業会計規程の一部改正)

第5条 生駒市水道事業会計規程(平成27年4月生駒市水道事業管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

第17条第1項ただし書中「替えて」を「代えて」に改める。

第20条ただし書中「替える」を「代える」に改める。

第26条第3号を削る。

第27条第3項第1号中「、賞与引当金繰入額及び賃金」を「及び賞与引当金繰入額」に改める。

第46条第2項中「、職員手当等及び賃金等」を「及び職員手当等」に、「利息はつけない」を「利息を付さない」に改める。

第63条中「立ち合わせ」を「立ち合わせ」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日前に生じた債権(同日以後に生じた債権であって、その原因である法律行為が同日前にされたものを含む。)については、第5条の規定による改正後の生駒市水道事業会計規程第26条の規定にかかわらず、なお従前の例による。